

横断歩道では…

はんなり／運転

歩行者優先
どすえ！

しておくれやす

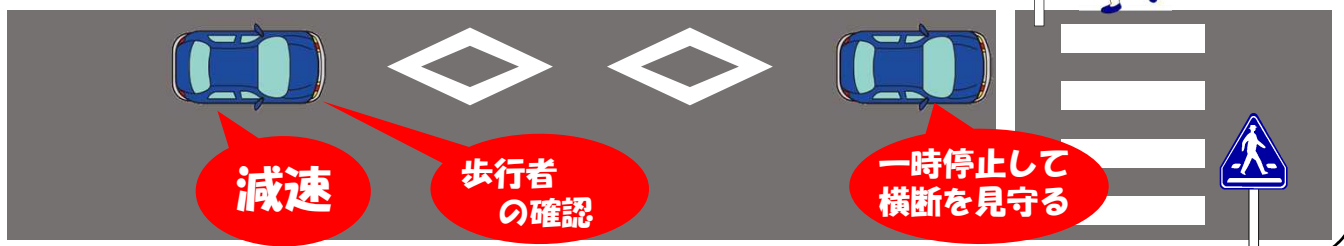
はんなり運転とは？

横断歩道における歩行者優先義務の遵守はもとより、「**落ち着いて歩行者を保護する**」という他の運転者の模範となる運転を言います。

はんなり運転の具体的な方法

横断歩道では…

- ダイヤマーク（◇）があれば、まず減速します。
- 落ち着いて、横断しようとする又は横断している歩行者の有無を確認します。
- 歩行者がいれば、停止線の直前で一時停止します。
- 歩行者が横断を終えるまで、見守ります。



横断歩道等における歩行者等の優先について

- 横断歩道・自転車横断帯（以下、「横断歩道等」という。）を横断しようとする歩行者・自転車（以下、「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前（停止線が設けられているときは、その停止線の直前）で停止できるような速度で進行しなければなりません。
- 歩行者等が横断歩道等を横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道等の直前（停止線が設けられているときは、その停止線の直前）で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません。

（道路交通法第38条第1項一部抜粋）

罰則

3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

点数

2点

反則金

大型	12,000円	普通	9,000円
二輪	7,000円	原付	6,000円